

カナダのクラスアクションにおける 調停の活用

——共通義務確認訴訟における調整型 ADR 活用の
可能性を探って——

工 藤 敏 隆

- I はじめに
- II オンタリオ州
- III ブリティッシュ・コロンビア州
- IV 総 括

I はじめに

1 問題意識及び本稿の目的

諸外国におけるクラスアクションや団体訴訟と同様に、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という）が規定する被害回復手続（第1段階の共通義務確認訴訟と、第2段階の簡易確定手続により構成される。以下併せて「特例法裁判手続」という）における和解による解決の重要性は、かねてより多くの論者が指摘している¹⁾。共通義務確認訴訟における和解内容に関する制限（旧10条）が、特例法の令和4年改正（令和5年10月施行）²⁾により撤廃されたことにより、①共

1) 三木浩一『民事訴訟による集合的権利保護の立法と理論』313頁（有斐閣、2017）、町村泰貴『詳解 消費者裁判手続特例法』70頁（民事法研究会、2019）、山本和彦『解説消費者裁判手続特例法』216頁（弘文堂、第3版、2023）。

通義務を認めたうえで、対象消費者1人あたりの支払額を定める和解、②共通義務の存否を明らかにせずに、対象消費者1人あたりの解決金を定める和解、③事業者の支払総額を定める和解、④対象消費者への金銭の支払以外の方法（例えば、基金等の第三者に対する寄付³⁾）で救済を図る和解等が可能になった⁴⁾。

このように、和解を活用するための基盤は整えられたが、共通義務確認訴訟で和解が成立した事例は、本稿執筆時点において存在しないようである⁵⁾。その理由は事案の性質に起因するものも少なくないと見られるが⁶⁾、当事者間交渉、及び受訴裁判所における和解手続以外の第3の交渉ルートが存在し得るとすれば、和解的解決の促進に有益と思われる。

以上の問題意識に基づき、本稿は、カナダのクラスアクションにおける調停の活用の実情を詳しく紹介した上で、わが国の共通義務確認訴訟における、調整型ADR活用の可能性につき考察することを目的とする。連邦制国家であるカナダにおいては、各州が独自の司法制度を有するが、本稿ではカナダの東西をそれぞれ代表する、オンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州（以下「BC州」という）（以下、併せて「両州」という）における、民事訴訟一般における和解的解決の手続、並びにクラスアクションにおける和解手続の概要、及び調停を経て和解成立に至った最近の事例を概観した上で、わが国

2) 令和4年法律第59号。

3) 寄付先は、改正法により創設された、消費者団体訴訟等支援法人に限定される（特例法89条2項）。

4) この点を含め、改正に至った背景や経過について、伊吹健人ほか「消費者裁判手続特例法改正の概要」国民生活2022年7月号4-6頁（https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202207_02.pdf）（本稿で引用するURLは、すべて2026年3月8日最終閲覧）、垣内秀介「共通義務確認訴訟における和解の柔軟化」現代消費者法65号42-47頁（2024）。

5) COCoLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト（<https://cocolis.caa.go.jp/trial/index.html>）に、これまでに提起された特例法裁判手続の経過が掲載されている。

6) 前記ポータルサイトで公表されている事例の中には、いわゆる悪徳金融や情報商材のように、事業自体が生来的に悪質で、和解は困難と見られる事例も含まれている。

の共通義務確認訴訟における調整型 ADR 活用の可能性について検討する。

2 共通の前提

本論に入る前に、両州に共通する前提を確認しておく。

(1) クラスアクション手続の基本構造

両州のクラスアクション制度については邦語による充実した先行研究⁷⁾があるので、詳細はそれらに譲るが、基本的な手続構造には以下の共通点がある。

- ① 対象となる紛争は、特定の類型に限定されておらず、クラスアクションの適法要件（複数人からなるクラスに共通する争点の存在、共通する争点の解決にクラスアクションが好ましい（preferable）手続であること、代表の適切性など）⁸⁾を充足すれば足りる。
- ② 原告適格はクラスの構成員が有し、行政庁や消費者団体は有しない。
- ③ クラスアクションの手続は、①適法性判断⁹⁾、②共通争点の判断、③クラス構成員の個別争点の判断の3段階で構成される。なお、わが国の先行研究では、①と②を第1段階、③を第2段階とする「二段階型」とされることが多いが¹⁰⁾、①に関する決定は独立の上訴の対象となり¹¹⁾、長期間の審理の末に認証を得られない事件も半数近くある実態¹²⁾に着目し、本稿では②とは独立した段階として扱う。

7) オンタリオ州につき、大村雅彦「カナダ（オンタリオ州）のクラスアクション制度の概要（上）・（下）」NBL911 号 34 頁、912 号 82 頁（2009）。BC 州につき、日本弁護士連合会「カナダにおけるクラスアクションの実情調査報告書」（2010）（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/consumer/2010canada_tyousa_honbun.pdf）、大村雅彦「カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）のクラスアクションの概要（上）・（下）」NBL966 号 77 頁、967 号 50 頁（2011）。

8) *Class Proceedings Act*, SO 1992, c 6, s 5(1), (1.1); *Class Proceedings Act*, RSBC 1996, c 50, s 4.

9) 裁判所が適法性を認証する決定は、オンタリオ州及び BC 州では certification order と呼ばれる。

- ④ 前記②の共通争点に関する判断の効力は、明示的に opt out を申し出た者以外のすべてのクラス構成員に対して及ぶ、「オプトアウト型」である¹³⁾。
- ⑤ クラス構成員への損害賠償の方法は、個別の金銭分配を原則とするが、これが困難ないし不可能な場合は、cy-près distribution（近似的分配）と呼ばれる、クラス構成員の全体の利益となる方法による分配（例えば慈善団体や研究機関への支払いなど）が認められる¹⁴⁾。
- ⑥ 和解は裁判所の許可を要する。前記①の適法性認可前の場合には、和解許可申請とともに、和解目的の適法性認可を申請することによって和解をすることができる。

(2) 和解的解決のための手続

(a) 司法調停及び JDR

本稿では mediation につき「調停」の訳語を用いる。両州においては、米

10) 消費者庁消費者制度課『消費者裁判手続特例法 Q&A』6-7 頁 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf)。これは②と③の段階を区別しない米国連邦民訴規則のクラスアクションとの違いに着目したものと見られる。

11) *Class Proceedings Act*, SO 1992, c 6, s 30; *Class Proceedings Act*, RSBC 1996, c 50, s 36. 上訴により本案の審理は当然には停止しないが、実際には適法性認可が確定するまで、本案審理は進められないことが多い。

12) 1995 年から 2004 年 9 月までに提起されたクラスアクションについての統計によれば、認証が得られるのは BC 州は約半数程度、オンタリオ州は 4 割程度である。大高友一「日弁連「カナダにおけるクラスアクションの実情調査報告書」について」（第 9 回 集团的消費者被害救済制度専門調査会参考資料）2 頁（2011）(https://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/doc/009_20110331_sankoul.pdf)。

13) *Class Proceedings Act*, SO 1992, c 6, ss 9, 27(3); *Class Proceedings Act*, RSBC 1996, c 50, ss 16, 27.

14) *Class Proceedings Act*, SO 1992, c 6, s 26(4)(6); *Class Proceedings Act*, RSBC 1996, c 50, s 34.

国と同様に、元裁判官、弁護士や、紛争分野の専門家を調停人とする民間調停が広く利用されている¹⁵⁾。他方で、裁判所においては、わが国の民事調停のように、当初から調停を目的とする申立てにより行われる調停手続は存在しないが、係属中の民事訴訟事件につき、裁判官が主宰して和解的解決を促進する手続が存在する。このような手続は、カナダにおいてはJDR (Judicial Dispute Resolution) あるいは司法調停 (judicial mediation) と称される。この2つの用語の区別は時に曖昧な場合があるが¹⁶⁾、一般にJDRは裁判官が主宰し、プレトリアル段階で行う和解促進のための手続一般 (ミニトリアルや中立的評価も含まれる) を意味するのに対し¹⁷⁾、司法調停は、それらの中でも、特に裁判官が調停人のように和解をあっせんするものにつき用いる¹⁸⁾。後述する和解特権の存在により、JDR や司法調停を主宰した裁

15) Ontario Bar Association, *A Different 'Day in Court': The Role of the Judiciary in Facilitating Settlements* 22 (Toronto: OBA, 2013) online: <<https://www.oba.org/ON/media/web/PDFs/PublicPolicy/Submissions/2013/ADifferentDayInCourt7122013.pdf>>. (後述する強制付調停が1990年代に導入される以前から、民間調停が盛んであった旨を述べる。)

16) 異なる時代背景や法域 (米国や、カナダ以外のコモンウェルス諸国) におけるニュアンスの違いも影響している。

17) See e.g. The Honourable Hugh F Landerkin & Andrew J Pirie, "Judges as Mediators: What's the Problem with Judicial Dispute Resolution in Canada?" (2003) 82:2 Can Bar Rev 249 at 251-252; Justice John D Rooke, *Improving Excellence: Evaluation of the Judicial Dispute Resolution Program in the Court of Queen's Bench of Alberta* (Edmonton: Court of Queen's Bench of Alberta, 2009) online: <https://cfcj-fcjc.org/sites/default/files/docs/hosted/22338-improving_excellence.pdf>; Lawrence Susskind et al, "The History of JDR in Canada" in Lawrence Susskind et al, eds, *Judicial Dispute Resolution: New Roles for Judges in Ensuring Justice* (London, UK: Anthem Press, 2023) 21.

18) See e.g. Landerkin & Pirie, *supra* note 17 at 261; Louise Otis & Eric H Reiter, "Judicial Mediation: A New Phenomenon in the Transformation of Justice" (2006) 6:3 Pepp Disp Resol LJ 351 at 360-361; Jean-François Roberge, "Could Judicial Mediation Deliver a Better Justice? Supposing We Trained Judges as Expats?" (2010) 1:1 J Arb & Med 1 at 8 n.10.

判官は、和解が不調となった後の訴訟手続の審理には関与しない。

(b) 和解特権

紛争の和解的解決を促進するための法理論として、カナダ法の母法であるイギリス法には without prejudice ルール（以下「WPJ ルール」という）が存在する¹⁹⁾。WPJ ルールは、紛争当事者間において和解による紛争解決を目的としてなされた書面または口頭によるやり取りは、原則としてその後の訴訟手続において証拠として利用することができず、また、文書の開示・閲覧手続を通じて閲覧を求めることもできないとする判例法理である²⁰⁾。WPJ ルールは、交渉の書面やコミュニケーションにおいて、without prejudice である旨が明示されていなかった場合も適用され²¹⁾、調停におけるコミュニケーションも適用対象になると解されている²²⁾。同ルールの保護が及ばない例外として、①和解合意の成立を立証する場合、②和解合意について不実表示、詐欺または不当威圧を立証する場合、③交渉経過における禁反言を立証する場合、④偽証等の明白な不適切行為（unambiguous impropriety）がある場合、⑤訴訟提起の遅延や、権利不行使（acquiescence）を説明する場合などがある²³⁾。

カナダにおいては、WPJ ルールを源流とする²⁴⁾、「和解特権（settlement

19) ちなみに米国においても、和解促進のため、和解交渉内容の秘匿性が判例法や制定法により保護されているが、イギリスの WPJ ルールのような統一的・包括的な法理は形成されておらず、調停と当事者間交渉での保護範囲の違いも見られる。調停の秘密性保護に関する邦語文献として、山田文「調整型手続における秘密性の規律」谷口安平先生古稀祝賀『現代民事司法の諸相』415 頁（成文堂、2005）。

20) 川嶋隆憲「イギリスの Without Prejudice ルールについて」熊本法学 132 号 2 頁（2014）。同論文は WPJ ルールの形成及び発展の経過、並びに根拠と範囲を詳細に紹介する。

21) *Rush & Tompkins Ltd v Greater London Council* [1989] AC 1280 1299-1300.

22) *Reed Executive plc v Reed Business Information Ltd* [2004] EWCA Civ 887 [17] [29].

23) *Unilever plc v Procter & Gamble Co* [1999] EWCA Civ 3027; [2001] 1 All ER 783.

privilege)」と呼ばれる法理が形成されている²⁵⁾。和解特権の対象となることを明示していなくとも保護されることや²⁶⁾、調停手続におけるコミュニケーションも保護対象であること²⁷⁾は、WPJ ルールと同様である。また、和解特権の保護が及ばない例外として、「当事者が和解を促進する公共的利益を上回る競合的な公共的利益を立証した場合」の一般的基準があり²⁸⁾、WPJ ルールの例外の範囲とは完全に同一ではないが²⁹⁾、重なり合う部分がある³⁰⁾。

II オンタリオ州

1 民事訴訟における和解的解決

以下に引用する条文番号は、別途記載のない限り、オンタリオ州民事訴訟規則³¹⁾の条文である。

24) カナダの判例も、かつては WPJ ルールと呼んでいた (See e.g. *I. Waxman & Sons Ltd v Texaco Canada Ltd*, [1968] 2 OR 452 (HC); *Middlekamp v Fraser Valley Real Estate Board* (1992), 71 BCLR (2d) 276 (CA))。なお、大陸法圏であるケベック州においても、WPJ の呼称は用いられていなかったが、同様のルールは承認されていた (*Globe and Mail v. Canada (Attorney General)*, 2010 SCC 41, paras 79-80)。

25) *Brown v Cape Breton (Regional Municipality)*, 2011 NSCA 32 at para 24; *Sable Offshore Energy Inc v Ameron International Corp*, 2013 SCC 37 at para 13.

26) *Sable Offshore*, *supra* note 25 at para 14.

27) *Union Carbide Canada Inc v Bombardier Inc*, 2014 SCC 35.

28) *Sable Offshore*, *supra* note 25 at para 19 (quoting *Dos Santos Estate v. Sun Life Assurance Co of Canada*, 2005 BCAC 4, at para 20).

29) *Ibid.* (「競合的な公共的利益」に該当する例として、原告が過大な補償を受けることを防ぐ必要がある場合も挙げている。)

30) *Ibid.* (前掲注 23) のイギリスの判例を引用し、WPJ ルールの例外②が含まれる旨を述べる。)

31) *Rules of Civil Procedure*, RRO 1990, Reg 194.

(1) 和解的解決のための手続

プレトリアル担当裁判官が主宰するプレトリアル会議（pre-trial conference）において検討すべき事項の1つに、争点の全部または一部についての和解の可能性が挙げられている（50.06条1号）。当事者が和解に同意する際に他者の許可を必要とする場合、会議の間、当該人物に電話で直ちに連絡が取れる状態にしなければならない（50.05条(2)）。これらの規定は、プレトリアル担当裁判官が和解をあっせんできる旨を暗示するが、具体的にどのように行うかは規則上明示されておらず、裁判官の裁量に委ねられている³²⁾。トライアルを担当する裁判官による和解手続は存在しないが、和解が成立した場合、すべての当事者はレジストラ³³⁾に速やかに通知し、和解成立を書面で確認することを要する（48.12条）。

このほか、訴訟費用に関する特則により和解を促進する仕組みとして、和解提案（offer to settle）の制度がある。また、一部の地区の裁判所に係属する民事訴訟については、強制付調停（mandatory mediation）の制度がある。これらはクラスアクションには適用されないが、通常の訴訟における制度として、以下に概観する。

(2) 和解提案

(a) 申 出

和解提案は、訴えに限らず、裁判所に対する申立て一般を対象とする制度である（49.01.1条）。

当事者は、他の当事者に対し、1つまたは複数の申立事項について、和解提案を送付することができる（49.02条(1)）。和解提案をする時期につき制限はないが、審問（hearing）が開始される7日前未満になされた場合、訴訟費用に関する措置（cost consequences）（詳細は後記(d)参照）は適用されない

32) Ontario Bar Association, *supra* note 15 at 21-23.

33) オンタリオ州の民事訴訟において、レジストラは訴訟書類の受理及び発行の管理（例：4.05.2条(2)(7)）、欠席判決の発出（19.04条(1)）、訴訟費用の具体的金額の確定（58.13条(1)）等の職務を行う。

(49.03 条)。和解提案は、受諾前であれば、いつでも書面の通知により撤回することができる (49.04 条(1))。

(b) 受 諾

和解提案を受諾する場合は、受諾書を、和解提案をした者に送付する (49.07 条(1))。原告による和解提案が、被告による金銭支払と引き換えとする場合、指定した金銭を裁判所または受託者に預託する旨の条件を設定することができ、被告はそれに従って支払をし、原告に通知する方法でのみ和解提案を受諾することができる (49.07 条(3))。

被告が和解提案として原告に金銭の支払を申し出た場合において、原告は、被告がその金銭を裁判所または受託者に預託することを条件として当該申出を受諾することができる。そのような申出が受諾されたにもかかわらず、被告が条件に従って金銭を支払わない場合、原告は、和解条件不履行の場合について定める 49.09 条に従って手続を進めることができる (49.07 条(4))。

受諾された和解の当事者が、和解条件を履行しない場合、他の当事者は裁判官に対し、和解条件に即した判決の申立て、または、和解がなかったものとして訴訟を続行する申立てをすることができる (49.09 条)。

(c) 和解特権

和解提案は、不利益を伴わない (without prejudice) 譲歩の申出とみなされる (49.05 条)。当事者は、和解の申出があったことをブリーディングに記載することはできない (49.06 条(1))。また、和解の申出が受諾されなかった場合、請求につき訴訟費用以外のすべての問題につき判断がされるまでは、審問で和解提案に関する言及はできない (49.06 条(2))。

(d) 訴訟費用に関する措置

①原告による和解提案

申出が審問開始の 7 日前までになされ、審問開始前に撤回されず、かつ失効しておらず、被告により受諾されなかった場合において、原告が、当該和

和解提案の条件と同等または有利な判決を得たときは、裁判所が別段の命令をしない限り、原告は、和解提案が送達された日までの部分的費用補償 (partial indemnity costs) を、その日以後については実質的費用補償 (substantial indemnity costs) を受ける権利を有する (49.10 条(1))。

部分的費用補償は、民事訴訟規則別表が定める基準により算出された額 (1.03 条(1)、別表 A) である。別表の基準は、証人の旅費日当などに加え、訴状や答弁書等の作成やディスカバリなどに要した弁護士費用も含まれる。実質的費用補償は、部分的費用補償の 1.5 倍の金額である。

②被告による和解提案

申出が審問開始の 7 日前までになされ、審問開始前に撤回されず、かつ失効しておらず、原告により受諾されなかった場合において、原告が、当該和解提案の条件と同等または不利な判決を得たときは、裁判所が別段の命令をしない限り、原告は、和解提案が送達された日までの部分的費用補償を受ける権利を有し、被告はその日以後の部分的費用補償を受ける権利を有する (49.10 条(2))。

(3) 強制付調停

(a) 対象地区及び対象事件

オタワ市、トロント市及びエセックス郡に係属する訴訟は、強制付調停の対象となる (24.1.04 条 1 項)。ただし、トロントにおける商事部 (Commercial List) 係属事件など、特定の種類の事件については適用が除外されており (同条 2 項)、クラスアクションも適用対象外とされている (同条 2.1 項(b))。

(b) 調停人名簿の管理

対象地区においては、上位裁判所所長が判事または判事補から任命する委員、及び司法長官が弁護士、調停人、一般市民、裁判所職員の代表として任命する委員によって構成される地方調停委員会 (local mediation committee) が設置される。地方調停委員会は、調停人名簿の作成や、調停人の活動状況の監視、調停人に対する苦情対応を行う (24.1.07 条)。調停人名簿は調停調

整官 (mediation co-ordinator) によって管理される (24.1.08 条(1))。

(c) 調停期日

調停期日は、原則として、被告の最初の準備書面 (first defence) が提出されてから 180 日以内に実施されなければならない (24.1.09 条(1))。当事者は合意により調停人を選任することができる (24.1.09 条(4))。当事者の合意が調わない場合は、調停調整官が選任する (24.1.09 条(6))。

調停開始前に、当事者は指定した様式による陳述書を作成し、プリーディングの写しを添付し、当事者及び調停人に、調停期日の 7 日前までに送付することを要する (24.1.10 条(1)(4))。

調停期日には、原則として本人及び代理人弁護士が出席することを要する (24.1.11 条(1))。当事者が和解合意を締結するに際し、他者の承認を必要とする場合、調停期日に先立ち、通常の営業時間内か否かを問わず、当該他者に電話連絡が可能ないように調整しておくことを要する (同条(2))。

調停期日に欠席者があり、予定された期日の開催が困難な場合は、調停人は期日を取消し、調停調整官に過怠証明書 (certificate of noncompliance) を提出する (24.1.12 条)。この提出を受けた調停調整官は、事件を裁判官に回付することを要し (24.1.13 条(1))、これを受けた裁判官は事件会議を開催し、裁判官の裁量により、訴訟進行予定 (timetable for the action) の作成、訴えや抗弁の却下等の措置を取ることができる (24.1.13 条(2))。

(d) 調停の終了

調停終了後、調停人は、調停調整官と当事者に、調停報告書を提出しなければならない (24.1.15 条(1))。争点の全部または一部を解決する合意が成立した場合には、当事者またはその弁護士がこれに署名しなければならない (24.1.15 条(3))。合意により訴訟が解決された場合、被告は合意に署名がされた日、または合意の条件が成就した日から 10 日以内に、裁判所に通知しなければならない (24.1.15 条(4))。

署名された合意を当事者が履行しない場合、他の当事者は、裁判官に対し、

合意の内容に即した判決を求める申立て、または合意がなかったものとして訴訟を続行する申立てをすることができる (24.1.15 条(5))。

すべての当事者の同意がある場合、裁判所は、訴訟のいかなる段階でも、追加の調停を行うことを命じることができる (24.1.16 条(1))。

2 クラスアクションにおける和解的解決

以下に引用する条文は、別途記載のない限り、オンタリオ州クラス手続法³⁴⁾の条文である。

(1) クラスアクションにおける和解

和解をするには裁判所の許可を要する (27.1 条(1))。当事者間で和解の合意がされた場合、当事者は裁判所にその旨を申し出て、裁判所はクラス構成員に対し、和解のための審問期日の通知を行うか否か、及びその内容を検討しなければならない (同条(8))。裁判所が審問を経て和解を許可する場合も、クラス構成員に対し通知を行うか否か、及びその内容を検討しなければならない (同条(12))。

和解は裁判所の許可により効力を生じ (同条(3))、クラス構成員に対し拘束力を有する (29 条)。判例は、和解を許可する際に考慮すべき要素を以下のように例示的に列挙する³⁵⁾。①被害回復または勝訴の可能性、②ディスカバリーの対象となる証拠の量及び性質、③和解の条件及び条項、④訴訟代理人による推奨及び経験、⑤将来の費用及び訴訟期間、⑥中立的第三者がいる場合はその推奨、⑦異議申立ての数及び性質、⑧誠実性の存在及び共謀の不存在。

34) *Class Proceedings Act*, SO 1992, c 6.

35) *Dabbs v Sun Life Assurance Co of Canada*, [1998] OJ No 1598 (Gen Div) at para 13.

(2) 調停を経て和解に至った例

和解は、通常訴訟と同様に、大多数は訴訟代理人間による期日外の交渉により行われるが、当事者の合意により調停が行われた例も散見される。民間調停のほか、クラスアクションを担当する裁判官とは別の裁判官が調停人となって行う例もある³⁶⁾。

和解許可決定中で調停を経たことが言及されている例から、調停が和解の促進に効果的であったと見られる事例を以下に紹介する。

(a) *Good v. Toronto Police Services Board* 事件 (オンタリオ州トロント上位裁判所、2020 年)³⁷⁾

G20 サミットが 2010 年 6 月にトロントで開催された際、多くのデモが行われ、中には破壊活動に及んだ例があった。トロント市警察は市内のいくつかの地区で大規模な逮捕を行い、1,000 人以上のデモ参加者 (偶然その場に居合わせた者も含む) が身柄拘束を受けた。

本件の原告は、2010 年 6 月 26 日から 27 日にかけて、トロント市警察による逮捕や身柄拘束を受けた後、釈放されまたは拘置施設に収監された者を代表し、損害賠償を請求するクラスアクションを同年 8 月に提起した。クラスアクションの認可申立てを却下する決定³⁸⁾に対し、原告は上位裁判所上訴部 (Divisional Court) に上訴したところ、逮捕または拘束現場のクラスと、拘置施設での処遇に関するクラスに分割された上で認可されたので³⁹⁾、原告はクラス構成員の範囲を逮捕または拘束現場のクラスに縮減した。その後被告による連邦最高裁への上訴許可申立てを経て、クラスアクションの認可が確定した。クラス構成員は 5 地点で逮捕された約 1,000 人である⁴⁰⁾。

担当裁判官は、2017 年 6 月に、調停人として行動する裁判官の補助を得

36) 大村・前掲注 7) NBL911 号 39 頁。

37) *Good v. Toronto Police Services Board*, 2020 ONSC 6332.

38) *Good v. Toronto Police Services Board*, 2013 ONSC 3026.

39) *Good v. Toronto Police Services Board*, 2014 ONSC 4583 at paras 107-108.

40) *Good*, *supra* note 37 at paras 14-18, 21.

て調停を行うことが有益である可能性を示唆した。当事者はこの提案を受け入れ、上位裁判所の他の裁判官⁴¹⁾が調停手続を主宰することに同意した。調停は2018年6月に行われ、調停2日目の終了時まで、クラス構成員は、被告が拠出する金銭から、クラスアクション基金への拠出金及び原告弁護士報酬を控除した残額につき、被害の程度に応じて、5,000 から 24,700 カナダドルの支払を受けることの合意がされた。非金銭的な和解条件については、2019年1月にさらに調停を行い、警察が不当行為の介在を認め、将来のデモ活動警備の改善、及びクラス構成員の逮捕記録の抹消を行うことの合意がされた⁴²⁾。

(b) *Dine v. Biomet Inc.* 事件（オンタリオ州トロント上位裁判所、2024年）⁴³⁾

原告は、被告が製造販売した金属対金属型（MoM）人工股関節の設計上の過失により健康被害が発生したと主張し、被告製品の装填手術を受けた者のクラスを代表して、2013年10月に、被告に対し製造物責任を追及するクラスアクションを、トロント上位裁判所に提起した。2015年12月にクラスアクションを認可する決定がされ、同時期に米国で提起されていた同製品に関する訴訟とも併せ、大規模なディスカバリーが行われていたが、2022年10月に当事者は調停を行うことを合意した。

調停は、クラスアクションでの調停成立の実績がある調停人の主宰により行われた⁴⁴⁾。2023年5月1日から3日にかけて行われた調停では、進展は

41) 調停人を務めた Edward M. Morgan 判事は、2012年にオンタリオ州トロント上位裁判所判事に任命された。任命前はトロント大学法学部教授を務めていた (https://www.justice.gc.ca/eng/news-nouv/ja-nj/2012/doc_32756.html)。

42) *Good*, *supra* note 37 at paras 19-30.

43) *Dine v. Biomet Inc.*, 2024 ONSC 5949.

44) 調停人を務めた Linda R. Rothstein 氏はオンタリオ州の著名な訴訟弁護士で、訴訟を得意分野とするトロントの法律事務所 Paliare Roland Rosenberg Rothstein LLP のネーミング・パートナーであり、調停人や仲裁人としても活動している (<https://www.paliareroland.com/bio/linda-rothstein>)。

見られたが合意には至らず、原告は、人工股関節置換手術をやり直したクラス構成員に関する追加情報の提供を約束した。その後、同年 10 月 11 日から 12 日にかけての調停でも合意には至らなかったが、11 月 29 日に行われた調停で基本合意が締結された。その後、同年 12 月から 2024 年 7 月にかけて、当事者間での交渉を経て、2024 年 7 月に和解合意がされた⁴⁵⁾。

裁判所は 2024 年 10 月に和解を許可した。和解条項は、①再置換手術を受けたクラス構成員に対する金銭補償、②再置換手術を医学的理由により受けられない者や、再手術を受けていないが血中の金属イオン濃度が上昇している等の症状があるクラス構成員に対する金銭補償、③オンタリオ州公的医療保険等の保険当局に対する、再置換手術の件数に応じた金銭補償等を内容とする。

III ブリティッシュ・コロンビア州

1 民事訴訟における和解的解決

以下に引用する条文番号は、別途記載のない限り、BC 州上位裁判所 (Supreme Court) での手続に適用される民事手続規則 (Supreme Court Civil Rules)⁴⁶⁾の条文である。

(1) 和解的解決のための手続

事件計画会議 (case planning conference) において、同会議を主宰する裁判官が発出できる命令の 1 つに、当事者に調停、和解会議 (settlement conference)、その他の紛争解決手続への参加や、そこでの行動の方向性の指示がある (5-3 条(1)(o))。

他方で、和解提案をしたが拒絶され、審理の結果得られた判決が和解提案の内容よりも和解提案人に有利であった場合、和解提案を拒絶した相手方に

45) *Dine, supra* note 43 paras 38-43.

46) *Supreme Court Civil Rules*, BC Reg 168/2009.

訴訟費用の負担につき不利益を課すことによって和解を促進することを目的とする、和解提案 (offer to settle) の制度がある。

また、一般民事紛争⁴⁷⁾、家事紛争⁴⁸⁾、自動車事故紛争⁴⁹⁾、住宅建築紛争⁵⁰⁾について、それぞれ調停通知 (notice to mediate) に関する規則が制定されている。調停通知は、当事者が他の当事者に、規則所定の調停通知を行うことにより、他の当事者に調停への参加を義務付けることができる仕組みである。

以下に詳述する和解会議、和解提案及び調停通知は、いずれもクラスアクションにも適用がある。

(2) 和解会議

和解会議は裁判官により行われる手続である。訴訟のいかなる段階でも、当事者は共同して和解会議の申立てをすることができる。和解会議は裁判官の面前で行われる非公開手続であり、争点についての和解のあらゆる可能性を探らなければならない (9-2 条(1))。和解会議を主宰する裁判官は、全当事者の同意がある場合を除き、トライアルを主宰してはならない (同条(3))。期日の記録は作成されるが、裁判所の命令なくして何人も入手または利用することはできない (同条(2))。

(3) 和解提案

(a) 申出及び受諾

訴訟の当事者は、手続における請求または争点の全部または一部について、他の当事者に対し、規則所定の定型文言を記載した書面により和解提案を行うことができる (9-1 条(1))。和解提案を行う時期には制限はなく⁵¹⁾、また和解提案に受諾期限を付することは可能であるが⁵²⁾、相手方の検討時間が

47) *Notice to Mediate (General) Regulation*, BC Reg 4/200.

48) *Notice to Mediate (Family) Regulation*, BC Reg. 296/2007.

49) *Notice to Mediate Regulation*, BC Reg 127/98.

50) *Notice to Mediate (Residential Construction) Regulation*, BC Reg 152/99.

どれだけあったかは、後述する合理的受諾可能性の考慮要素となる。

(b) 不利益取扱いの禁止

和解提案がされた事実は、訴訟費用以外の他の争点につきすべて判断がされるまでは、受訴裁判所に開示してはならない (9-1 条(2))。和解提案は自白ではない (同条(3))。ただし、裁判所が訴訟費用についての裁量を行使する際には、和解提案を考慮することが許される (同条(4))。

(c) 訴訟費用に関する措置

和解提案がされていた場合、裁判所は判決後に、訴訟費用の負担について状況に応じて適切な命令を発することができる。その際に考慮できる事項は、①申出が合理的に受諾可能であったか、②申出の条件と判決結果の比較、③申出の時期、④当事者の行動及び訴訟追行姿勢、⑤申出を受諾しなかったことの合理性、⑥その他裁判所が適切と考えるあらゆる要因⁵³⁾である (9-1 条(6))。

訴訟費用に関する措置を発令するか否かは、受訴裁判所による諸事情の総合考慮に基づく裁量に委ねられている。発令できる内容の例は、①和解提案以降に行われた手続について、本来有する費用償還の権利を認めないこと、②和解提案以降に行われた手続について、通常の費用の倍額償還 (double cost) を命じること、③和解提案以降に行われた手続について、和解提案がされなかったとすれば有していた費用償還の権利を認めること、④和解提案が被告によってなされ、認容された判決額が和解提案額を超えなかった場合、

51) *HMTQ v. Salt Spring Ventures Inc.*, 2014 BCSC 356 at para 29 は、複雑な事案でなければ、トライアル開始の 1 週間弱前でも相手方の検討時間は十分であるとした。

52) *Middleton v Howard*, 2012 BCSC 1431 at para 24.

53) 例えば、当事者の不誠実性 (*Lakhani v Elliott*, 2010 BCSC 281 at para 16; *McIsaac v Healthy Body Services Inc.*, 2010 BCSC 1033 at paras 80-83.)、訴訟中の当事者や弁護士の行動 (*Roach v Dutra*, 2010 BCCA 264 at paras 24, 30; *Western Homes & Management Ltd v Yusuf*, 2009 BCSC 1895 at para 19) などが含まれ得る。

和解提案以降に行われた手続費用の償還を被告に認めることである（9-1 条（5））。

（4）調停通知手続

以下では、一般民事紛争調停通知規則（Notice to Mediate (General) Regulation）が規定する制度について述べる。引用する条文番号は、別途記載のない限り、同規則の条文である。

（a）調停通知による調停の開始

訴訟の当事者は、他のすべての当事者に対し、所定の様式による調停通知を送付することにより、調停を開始することができる（3 条）。調停通知を送付すべき時期は、原則として、当該訴訟で最初の答弁書（response to civil claim）が提出された日から 60 日を経過後、かつ、トライアル期日の 120 日前であり（5 条）、1 件の訴訟で 1 回限り可能である（4 条）。

（b）調停人の選任

当事者は、調停通知が他のすべての当事者に送付された日から 14 日以内（当事者が 5 人以上の場合は 21 日以内）に、調停人を共同して選任しなければならない（6 条）。これができない場合、当事者は名簿管理組織（roster organization）に調停人選任申立てをすることにより（7 条）、同組織による選任手続（候補者名簿につき当事者から意見聴取を経た上で行う）を経て調停人を選任することができる（8 条）。現在名簿管理組織となっているのは、BC 州 ADR 協会（ADRBC : ADR Institute of British Columbia）である⁵⁴⁾。

54) Province of British Columbia, *Notice to Mediate (General) Regulation* online: <<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/justice/about-bcs-justice-system/mediation/notice-to-mediate/notice-to-mediate-general-regulation>> (Last updated on Dec. 16, 2025)

(c) 係属中の訴訟との関係

調停通知の送付によって訴訟は当然には停止しない⁵⁵⁾。当事者の申立てにより、受訴裁判所は、調停を裁判所が適当と認める時期または条件により実施すること、調停の実施を後日に延期すること、または当事者に調停への参加を免除することができる (23 条)。

(d) 調停期日

事案が複雑で調停人が必要と認める場合は、調停前会議 (pre-mediation conference) が行われる (12 条)。当事者は裁判所が免じた場合や、許可された代理人が参加する場合等を除き、調停前会議や調停期日に参加する義務を負う (15 条)。調停期日は、原則として、調停人選任から 60 日以内、かつトライアル期日の 7 日前までに行われる (24 条(a))⁵⁶⁾。

調停前会議や調停期日は、調停人が当事者の公正、適時かつ費用低廉な紛争解決に至るために適当と認める場所及び方法⁵⁷⁾により行われる (32 条)。

調停参加義務の不履行など、他の当事者に調停通知規則の違反があったと考える当事者は、裁判所に違反申告 (allegation of default) を行うことができる。この申告を受けた裁判所は、違反がないことや、違反に合理的理由があることを認めた場合を除き、裁量により、期日の延期、手続の停止、訴えの却下、手続費用の負担などの措置を命じることができる (34 条、35 条)。

55) ただし、プレトライアル手続を進行させることが和解の促進に適うか否かは、事案ごとの考察を要する。See *Ibid*; G Peter Fraser et al, *The Conduct of Civil Litigation in British Columbia*, 2nd ed (Toronto: LexisNexis, 2018) at 703.

56) 裁判所は、当事者がサマリ・ジャッジメント、サマリ・トライアル、または特別事件 (special case : 事実関係に争いがない場合に裁判所が法的結論のみを示す手続。9-3 条) の申立てを行う意図があるか否か、参加者がより多くの情報を取得できるよう調停を延期することで、調停が成功する可能性が高まるか否か、その他あらゆる事情を考慮し、原則よりも遅く調停を開始するように命じることができる (24 条(b)、25 条)。

57) 対面で 1 日に集中的に開催する方法、数時間の協議を複数回行う方法、電話等通信機器を使用する方法などがある (Fraser et al, *supra* note 55 at 703)。

(e) 調停手続の終了及び費用

調停手続は、全ての争点が解決した場合、または調停人が調停を終了させた場合に終了する（38条）。調停人は調停の終了を証明する規則所定の書式による証明書（争点の全部または一部が解決されたか否かが記載される）を当事者に交付する（39条）。

調停手続の費用につき、調停に参加する当事者は、規則所定の書式による手続費用に関する宣言を行わなければならない（28条）。手続費用に関する宣言は、調停の費用を開示し、当事者の支払方法を記載しなければならない（29条(1)）。費用は原則として当事者が均等に負担するが、調停参加者全員の同意により異なる定めとすることを妨げない（29条(2)）。調停不成立の場合は、調停費用は後に訴訟費用負担の裁判の補償対象に含めることを妨げない（31条）。

2 クラスアクションにおける和解的解決

以下に引用する条文は、別途記載のない限り、BC州クラス手続法⁵⁸⁾の条文である。

(1) クラスアクションにおける和解

和解をするには裁判所の許可を要する（35条(1)）。裁判所が必要と認める場合、和解許可に先立ち、クラス構成員に対する通知を要する（35条(5), 20条）。裁判所に許可された和解は、すべてのクラス構成員を拘束する（35条(4)）。

判例は、和解がクラス構成員全体にとって公正（fair）、合理的（reasonable）、かつ最善の利益（in the best interests）に適うかを許可基準とし⁵⁹⁾、その考慮要素として①和解条項、②訴訟手続の段階及び判明済みの情報、③交渉の性質、④訴訟のリスク、⑤クラス構成員の反応、⑥訴訟代理人弁護士推奨、⑦分配方法の公平性、⑧利益相反の不存在、⑨訴訟を継続

58) *Class Proceedings Act*, RSBC 1996, c 50.

59) *Bodnar v The Cash Store Inc*, 2010 BCSC 145 at para 17.

した場合に予想される費用を挙げている⁶⁰⁾。

(2) 調停を経て和解に至った例

(a) *Stanway v. Wyeth Canada Inc.* 事件 (バンクーバー上位裁判所、2015 年)⁶¹⁾

原告は、被告及びグループ会社 (以下併せて「被告ら」という) が製造販売する更年期障害の処方箋薬を摂取し、後に乳がんと診断された女性のクラスを代表し、当該薬の製造販売等における過失、BC 州商慣行・消費者保護法違反等に基づく損害賠償請求のクラスアクションを 2004 年 7 月に提起した。裁判所は 2011 年 8 月にクラスアクションを認可した⁶²⁾。

提訴から約 8 年間は、和解交渉は行われなかったが、原告は 2012 年 8 月に調停通知を被告らに送付した。当事者の合意により選任された調停人は調停期日前に死亡したので、非営利団体である Mediate BC により別の調停人が選任された⁶³⁾。調停人は、2013 年 4 月に 2 期日、同年 6 月に 2 期日の調停を行ったが、和解成立に至らなかった。その後も調停人は当事者との連絡を継続し、2014 年 10 月 8 日及び 9 日に調停を行い、11 日に基本合意が確認された。和解契約は、被告らが総額 13,650,000 カナダドルの和解金を支払うこと、クラス構成員の請求管理者に対する個別請求、及び請求管理者による支払手続等を内容とする⁶⁴⁾。

和解は裁判所により許可されたが、許可決定において、調停において調停人は争点の実態に踏み込んで関与する者もあれば、そうでない者もいるとして、本件で、経験豊富な商事調停人が関与して成立した和解であることは、

60) *Cardozo v Becton, Dickinson & Co*, 2005 BCSC 1612 at para 17.

61) *Stanway v. Wyeth Canada Inc.*, 2015 BCSC 983.

62) *Ibid* at paras 3-5, 10-11.

63) 調停人を務めた Gary Fitzpatrick 氏は、バンクーバーで 23 年間訴訟弁護士として稼働した後、1993 年にフルタイムの民間調停人に転身した (<http://www.fitzpatrickmediation.com/gary-fitzpatrick.php>)。

64) *Stanway supra* note 61 at paras 18-24.

許可の考慮に際し重視されないと述べた⁶⁵⁾。

(b) *Sipos v. Netlink Computer Inc.* 事件（バンクーバー上位裁判所、2021 年）⁶⁶⁾

本件は、被告において発生したとされる個人情報漏洩につき、原告が、プライバシー侵害の被害を受けたと主張する被告の元従業員を代表して、2018 年に提起したクラスアクションである。原告代理人は、プリーディング、更にはデジタル・フォレンジックの専門家による調査等を行った後、被告に調停通知を送付した。これに基づき調停が実施され、和解合意が締結された⁶⁷⁾。

和解合意は、①被告並びに被告の元経営者及び関連会社（以下併せて「被告ら」という）は、クラス認証に同意し、本件請求に別件関連訴訟⁶⁸⁾の請求を含めることに同意する。②被告らは総額 350,000 カナダドルの和解金を支払い、クラス構成員に対する分配手続を行う。③クラス構成員に分配した後、残金は BC 州法律財団（Law Foundation of British Columbia）に支払うこと等を内容とするものであり、裁判所の許可決定を受けた⁶⁹⁾。

IV 総括

1 両州のクラスアクションにおける調停の活用場面

本稿で紹介したカナダ両州には、わが国の民事調停のように訴訟と無関係に申し立てることができる司法型調停の制度は存在しない。オンタリオ州の一部地域では、訴訟係属中の強制付調停の制度があるが、クラスアクション

65) *Ibid* at para 42.

66) *Sipos v Netlink Computer Inc.*, 2021 BCSC 183.

67) *Ibid* at paras 7-8.

68) 原告訴訟代理人により提起されたクラスアクションであるが、提訴後に原告代理人と原告の間で対立が生じ、手続が進められていなかった。

69) See *Sipos*, *supra* note 66 at paras 5, 11-14.

には適用されない。同州のクラスアクションにおける調停は、当事者の合意と受訴裁判所の承認に基づき、アドホックに行われる。一方、BC 州には、訴訟の一方当事者の申立てにより調停を開始することができる調停通知制度があり、クラスアクションにも適用される。両州の調停はいずれも、調停人は受訴裁判所の裁判官とは別人が務め、調停でのコミュニケーション内容は和解特権の対象となることから、訴訟係属中の付調停ではあるが、訴訟からの独立性が保たれている。

両州のクラスアクションで調停が利用された事案を見ると、警察による大規模な身柄拘束の違法性を争う事案や、医療機器や処方箋薬による健康被害に関する事案、コンピュータの解析を要する情報漏洩事案のように複雑な論点を含み、クラスアクションの認可やプレトライアルが長期間にわたっていた事案である。調停人には、クラスアクションに練達した裁判官、弁護士や、民間調停人が就任している。クラスアクションにおける和解の大多数は当事者間交渉により行われていることに照らすと、調停は特に複雑困難な事案において、切り札的に用いられていることが看取される。

2 わが国の共通義務確認訴訟における調整型 ADR 活用の可能性

(1) 特定適格消費者団体が行うことができる業務

特例法により、特定適格消費者団体が行うことができる「被害回復関係業務」は、①被害回復裁判手続に関する業務、②前記①の業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、③前記①に掲げる業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務である（特例法 71 条 2 項）。①の被害回復裁判手続は、共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続及び異議後の訴訟手続、並びに特定適格消費者団体が対象債権等に関して取得した債務名義による民事執行の手続である（特例法 2 条 9 号）。簡易確定手続及び異議後の訴訟手続における対象消費者の授権に係る債権に係る裁判外の和解は、①の業務に含まれるが（特例法 71 条 2 項 1 号かっこ書き）、それ以外の裁判外の和解や ADR は、特例法が定める被害回復関係業務には含まれない。

(2) 特定適格消費者団体による提訴前の交渉

特定適格消費者団体が裁判外での和解を行えるかについて、特例法制定時における所管行政庁担当課の見解によれば、特例法の枠外の一般の消費者団体としての行為であり、民法の一般原則に従うとされる⁷⁰⁾。すなわち、特定適格消費者団体が、事業者との間で対象消費者の権利に関し裁判外で和解をしても、対象消費者の意に反して効力を及ぼすことはできない。また、報酬を得る目的で、対象消費者のために裁判外の和解を行った場合には、非弁行為（弁護士法 72 条）に抵触するおそれがあるとする⁷¹⁾。この帰結は、令和 4 年特例法改正後においても同様と見られる⁷²⁾。

実際のプラクティスとして、特定適格消費者団体は、訴え提起前に事業者申し入れをし、事前交渉を行うことが多い⁷³⁾。このような事前交渉は、訴訟になった場合の特定適格消費者団体の負担や、対象消費者への迅速・簡便な被害回復の見地から不可欠であり⁷⁴⁾、事業者が任意の返金に応じた例があるなど相応の成果を挙げているが、全額返金に応じず一部の返金にとど

70) 消費者庁消費者制度課編『一問一答 消費者裁判手続特例法』56 頁（商事法務、2014）。

71) 特例法上、被害回復関係業務以外の行為について、報酬の根拠となる規定も設けられていない（特例法 76 条参照）。

72) 山本・前掲注 1) 218 頁注 160。

73) 五條操「消費者裁判手続特例法に基づく消費者団体訴訟制度の最新の運用状況」現代消費者法 65 号 18 頁（2024）（ただし、もとより遵法を志向していない事業者には、事前交渉の意味は乏しいことも指摘する。）。佐々木幸孝「訴訟外での解決の実情」現代消費者法 65 号 75-81 頁（2024）は、特定適格消費者団体の 1 つである消費者機構日本（COJ）の実情を紹介する。

74) 特定適格消費者団体が、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起等の被害回復関係業務を実施しない義務（特例法 81 条 2 項）を遵守するための行為としても位置付けることができる（佐々木・前掲注 73）76 頁注 2 は、消費者庁「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/guidelines/assets/guidelines_231002_0002.pdf）（令和 5 年 8 月 31 日最終改訂）が、事業者との事前協議の有無や事前交渉の内容は、不当な目的でみだりに提訴したかの考慮事由に含めていることを指摘する。）。

まるような事案では、特定適格消費者団体にとっては提訴するか否かの難しい判断を強いられている。訴訟外で一部返金案に同意して団体が協議を終了しても、対象消費者の権利には何ら法律上の影響を及ぼさないが、消費者の個別の権利行使が困難であるため、実際上は被害回復水準が決まってしまうことになるから、とされる⁷⁵⁾。

このような状況において、仮に裁判外の和解を行うとしても、特定適格消費者団体の裁判外の行為には前述の制約があることに加え、仮に、ある特定適格消費者団体と事業者の間で和解が成立しても、他の特定適格消費者団体は共通義務確認の訴えを提起することは妨げられないため、実効性に疑義が生じることになる⁷⁶⁾。このことは、特定適格消費者団体が事業者と調整型ADRを経て和解に至った場合も同様である。

(3) 付調停

特例法の法文上、調停は被害関係回復業務の範囲外である。しかし、付調停による調停は、訴訟係属を前提に、受訴裁判所の職権により行われる手続であり(民事調停法 20 条 1 項)⁷⁷⁾、受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合、調停主任は受訴裁判所がその裁判官の中から指定するものとされ(民事調停法 20 条 3 項)⁷⁸⁾、訴訟を中止せずに調停と並進させることも可能である(民事調停法 20 条の 3 第 1 項)。このように、共通義務確認訴訟の受訴裁判所の付調停決定により行われる調停は、係属中の訴訟と不即不離の關係に

75) 佐々木・前掲注 73) 81-82 頁はこの旨を指摘する。

76) 秦公正「消費者裁判手続と裁判外の和解—フォルクス・ワーゲン社に対するドイツのムスタ確認訴訟 (Musterfeststellungsklage) における裁判外の和解締結事案を題材として—」法新 127 卷 11 号 128 頁 (2021) はこれを指摘し、提訴前の和解では他団体の牽制手段もなく、個別和解に応じる消費者が極端に少ない場合などは、他団体の提訴を安易に濫訴と評価することは妥当でないとする。

77) ただし、山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法』231 頁 (日本評論社、2015) は、法文上は当事者の意思にかかわらず調停に付することが正当化されているが、当事者が明示的な異議を述べているにもかかわらず付調停とする取扱いが疑問が否定できないとする。

あることから、被害回復裁判手続に派生する手続として、被害回復関係業務に含まれると解することも可能であるように思われる。

ただし、仮にそのように解するとしても、調停が奏効し和解条件が固まった場合、調停成立として終結させるのではなく、訴訟手続における訴訟上の和解として行う必要がある。特例法は、共通義務確認訴訟を判決以外の方法により終了させ、確定判決と同一の効力が生じることになる場合、特例法は他の特定適格消費者団体への事前の通知を義務付けることにより（特例法 84 条 1 項 7 号）、他の団体が共同訴訟参加等により訴訟に介入する機会を保障することで、和解の適正を担保しているからである⁷⁹⁾。

(4) 国民生活センターにおける和解仲介手続

独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という）は、重要消費者紛争解決手続として、和解の仲介及び調停を実施する権限を有する。重要消費者紛争解決手続の対象となる「重要消費者紛争」は、「消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの」であるが（国セン法 1 条の 2 第 2 項）、消費者裁判手続特例法の施行後に、内閣府令は、対象紛争に共通義務確認の訴えを提起できる消費者紛争を加えている（国セン法施行規則 1 条）⁸⁰⁾。

しかしながら、特例法が定める被害回復関係業務に、ADR が含まれないことは前述のとおりである。また、和解仲介手続の申立適格は、「重要消費者紛争の当事者の双方又は一方」が有するが（特例法 19 条 1 項）、この「当事者」に特定適格消費者団体が含まれるかが問題となる。国セン紛争解決委

78) 東京地裁民事 22 部（建築・調停・借地非訟部）に係属する建築訴訟が調停に付された場合、受訴裁判所の裁判官が調停主任となり、かつ調停期日にも立ち会う運用がされている（齋藤繁道編著『建築訴訟 最新裁判実務大系』75 頁〔熊谷聡〕（青林書院、2017））。

79) 山本・前掲注 1) 226 頁。同様の理由により、調停に代わる決定（民事調停法 17 条）もなし得ないものと解する。

員会事務局は、適格消費者団体については、消費者契約法により実体法上の差止請求権（消費者契約法 12 条）を有することを根拠に、和解仲介手続の当事者適格が認められるとする見解を採用が⁸¹⁾、この理によれば、特定適格消費者団体は、特例法裁判手続外においては対象消費者の被害回復請求権を管理処分する権限を有しないから、当事者適格は認められないことになる。

わが国の付調停は、本稿で紹介したカナダ両州における調停とは異なり、受訴裁判所の裁判官が調停に関与することが可能であり、訴訟と密接な協調を維持しつつ実施することができる。これに対し、国センにおける和解仲介手続は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する仲介委員により（国セン法 13 条 1 項、20 条 1 項）、訴訟とは独立に行われる調整型 ADR であり、訴訟上の和解とは異なる交渉ルートとして、一定の意義を持つと思われる⁸²⁾。

ただし、特定適格消費者団体による裁判外の和解について、非弁行為規制への抵触や、他の特定適格消費者団体による統制の機会がないことは、提訴前の ADR 実施の障壁であることは前記(2)において述べたとおりである。しかし、国セン法施行規則 1 条は、特例法裁判手続の対象となる消費者紛争が、

80) 国セン法施行規則 1 条が規定する「重要消費者紛争」として、当初から規定されていたものは、①同種被害が相当多数者に及び又は及ぶおそれのある事件に係る消費者紛争、②国民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし又は及ぼすおそれのある事件に係る消費者紛争、③争点が多数、又は錯綜している等の事情で本手続によることが適当と認められる事情がある消費者紛争で、国センが指定するものである。平成 29 年内閣府令第 46 号による改正により、共通義務確認訴訟の対象となる紛争が加えられた。

81) 猪又健夫ほか「独立行政法人国民生活センター法の解説（中）」国民生活研究 62 巻 2 号 66 頁（2022）。

82) 和解仲介手続は、手続応諾を強制する仕組みはなく、実質的には双方が手続実施に同意していなければ行えないが、令和 2 年度から 6 年度の利用実績をみると、毎年 100 件を超える和解仲介の申立てがあり、相手方の 9 割近くが手続に応じ、半数以上が和解成立により解決している。以上につき、独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会「国民生活センター ADR の実施状況と結果概要について（令和 7 年度第 2 回）」（令和 7 年 10 月 1 日）(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20251001_1.pdf)。

重要消費者紛争解決手続の対象であることを明文で認めていることから、特定適格消費者団体が、共通義務確認の訴えを提起前に和解仲介手続を利用可能となるよう立法的手当てを行うことも、一考に値すると思料する。加えて、和解仲介手続につき、事業者到手続応諾義務は課されていないが、応諾のインセンティブの一手段として、カナダの和解特権と同様の効果を実現する証拠制限契約を締結するプラクティス⁸³⁾も、検討に値すると思われる。

【付記】 本稿は、JSPS 科研費（22K01237、22KK0014）による研究成果の一部である。

83) 川嶋・前掲注 20) 42 頁は、訴訟契約により、現行法下でイギリスの WPJ ルールが適用されるのと同様の結果を得ることは可能であるとする。